南房総市帰農者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新たな就農機会を捉えて就農意欲を喚起し、多様な担い手を確保し、 及び育成することを目的として、定年退職、離職等を機会に農業経営を開始する者(以下「帰農者等」という。)が導入する農業用の機械、設備等の取得費用に対して、予算の範囲内において南房総市帰農者等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、南房総市補助金等交付規則(平成18年南房総市規則第45号。以下「規則」という。)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 交付申請時において、50歳以上70歳以下の者
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 退職又はそれに準ずる日から2年以内であること。
 - (4) 交付申請時において、本人又は農地法(昭和27年法律第229号)第2条第2項に該当する世帯員等が、市内に農地を10a以上所有し、若しくは賃借していること 又は今後、所有し、若しくは賃借することが確実に見込まれること。
 - (5) 交付申請時から起算して、過去2年間にわたって農産物の出荷又は取引の実績がないこと。
 - (6) 交付申請時において、今後3年以上にわたって概ね30 a 以上の農業経営に関する 計画を有し、申請者名義で出荷又は取引をすることが確実に見込まれること。
 - (7) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。
 - (8) 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に、又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

- イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若し くは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方 (法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、 当該契約を締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (補助対象事業)
- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、帰農者等が、 就農のために必要な単価10万円以上の農業用の機械、設備等の取得に係る事業を対象 とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は県の他の補助制度の適用を受けている事業は、補助 金の交付の対象としない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の 額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助事業 の着手前に帰農者等支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を 添えて、市長に申請するものとする。
 - (1) 事業計画書(別記第2号様式)
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 退職の日が分かる書類
 - (4) 申請時から起算して直近過去2年分の確定申告書の写し
 - (5) 農地の所有又は賃借状況が確認できる書類
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査を行い、適当と 認めるときは、補助金の額を決定し、規則第6条の交付決定通知書により、補助申請者

に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要な条件を付すことができる。

(変更等承認申請)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助申請者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付決定後に、第5条各号に掲げる書類の記載事項について変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、帰農者等支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。(変更等の承認)
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更等を適当と認めるときは、交付決定者に対し、帰農者等支援事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書(別記第4号様式)により通知する。

(実績報告)

- 第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに帰農者等支援事業補助金実 績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。
 - (1) 事業報告書(別記第6号様式)
 - (2) 領収書等の事業費総額が確認できる書類の写し
 - (3) 補助事業を実施したことが分かる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し、規則第14条の補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業完了後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要であると認めたときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、帰農者等支援事業補助金交付請求書(別記第7号様式)により市長に対し補助金の交付を請求する ものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに請求者に補助金を交付しな ければならない。

(決定の取消し及び返還)

- 第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) この告示の規定による要件を満たさなくなったとき。
 - (4) この告示の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、既に交付した補助金について返還を 命ずることができる。
- 3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業計画の目標に対する実施状況について、帰農者等支援事業実施状況報告書(別記第8号様式)により事業実施の翌年度から3年間毎年6月末日までに市長へ報告するものとする。

(書類の保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の 属する年度の翌年度から起算して3年間保管するものとする。

(財産の処分及び制限)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を満たした財産はこの限りでない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助金の額	
就農に際して必要となる農業用機械、設	補助対象経費の10分の3以内の額(1,	
備等の導入費。ただし、軽トラック等の	000円未満の端数があるときは、これを	
汎用性のあるもの、家畜、果樹苗等を除	切り捨てる。)。ただし、30万円を限度	
< ∘	とする。	

別記

第1号様式(第5条関係)

帰農者等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

南房総市長 宛

住所

氏名

南房総市帰農者等支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額

円

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 退職の日が分かる書類
 - (4) 申請時から起算して直近過去2年分の確定申告書の写し
 - (5) 農地の所有又は賃借状況が確認できる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別添

市税納付状況の確認同意書

年 月 日

南房総市長 宛

申請者

住 所

氏 名

私は、南房総市帰農者等支援事業補助金交付申請書の審査に当たり、次に掲げる市税の 納付状況を確認することに同意します。

- 1 市民税の滞納の有無
- 2 固定資産税の滞納の有無
- 3 軽自動車税の滞納の有無
- 4 国民健康保険税の滞納の有無

第2号様式(第5条関係)

事業計画書

年度 帰農者等支援事業)

1 申請者の概要

氏 名	
住所	

2 事業実施方針

○経営計画

	作付品目	栽培面積	出荷数量	販売金額	備考
		(a)	(kg)	(円)	(販売先等)
1年後					
2年後					
3年後					

○農地の保有状況

現状		目標(3年後)	
所有地	a	所有地	a
借入地	a	借入地	а
合 計	а	合 計	a

※農家世帯の場合、世帯所有農地のうち補助対象者の経営部分について記入すること。

_	—— \III — . I .	
٠,	事業の内	/\\\\
.)		\leftarrow

種 目・項 目	数量	単 価	金額	備考
		円	円	
合 計		円	円	

※種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している機械、設備等の名称を記載 し、下段に仕様・型式を括弧書きで記載すること。

4 収支予算

(1) 収入の部

区分	金 額 (円)	備考
市補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	金額(円)	備考
合 計		

5 事業完了予定年月	年	月

6 添付書類

- (1) 事業費の算出根拠となる農業用の機械、設備等の見積書(2社以上)、カタログ等
- (2) その他参考となる資料

第3号様式(第7条関係)

帰農者等支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

南房総市長 宛

住所

氏名

南房総市帰農者等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり変更(中止・廃止)の承認を申請します。

記

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更の事項
- 3 添付書類
 - ・変更後の事業計画書

第4号様式 (第8条関係)

帰農者等支援事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

南房総市長

年 月 日付けで申請のあった変更(中止・廃止)については、承認したので 南房総市帰農者等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

第5号様式(第9条関係)

帰農者等支援事業補助金実績報告書

年	月	日

南房総市長 宛

住所

氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、 下記のとおり実施したので、南房総市帰農者等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び実績額

交付決定額 円

実績額

2 添付書類

- (1) 事業報告書(第6号様式)
- (2) 領収書等の事業費総額が確認できる書類の写し
- (3) 補助事業を実施したことが分かる書類(納品書、領収書等の写し)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6号様式(第9条関係)

事業報告書

年度 帰農者等支援事業)

1 申請者の概要

氏 名	
住 所	

2 事業の内容

種 目・項 目	数量	単 価	金額	備考
		円	円	
合 計		円	円	

※種目・項目欄には、上段に本事業により導入を予定している農業用の機械、設備等の名称を記載し、下段に仕様・型式を括弧書きで記載すること。

3 事業費の内訳

事業種目	市 光 弗	内		沢	
	事業費	市費	自己資金	その他	備考
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

4	収支実績

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	備考
市補助金		
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

区分	金 額 (円)	備考
合 計		

5	事業元〔	牛月	H

年	月	日

第7号様式(第11条関係)

帰農者等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

南房総市長 宛

住所

氏名

ED

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった帰農者等支援事業補助金について、南房総市帰農者等支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額

円

2 振込先

	銀行	本店
金融機関名	農協	支店
	信用金庫	本所
		支所
預金種目	当座 • 普	通
口座番号		
	フリガナ	
口座名義人		

第8号様式(第13条関係)

帰農者等支援事業実施状況報告書

(事業実施後 年目)

年 月 日

1	申請者の概要

氏 名	
住 所	

- 2 事業実施年度 年度
- 3 事業実施状況
- ○経営実績 (年目)

作付品目	栽培面積	出荷数量	販売金額	備考
	(a)	(kg)	(円)	(販売先等)
合計				

○農地の所有状況

(農家世帯の場合、世帯所有農地のうち補助対象者の経営部分について記入すること。)

	現状	目;	標(年度)	
所有地	a	所有地		a
借入地	a	借入地		a
合 計	a	合 計		a

※以下の資料を添付すること。

- ・出荷又は取引の確認できる資料(補助対象者名義のものに限る。)
- ・本補助事業により取得した農業用の機械、設備等の写真